

令和 7 年 滑川町農業委員会 第 8 回総会 議事録					
召 集 月 日		令和 7 年 8 月 15 日（月）			
開 会		令和 7 年 8 月 25 日（月） 午前 9 時 25 分			
閉 会		令和 7 年 8 月 25 日（月） 午前 9 時 55 分			
議 長		北堀高茂	代理議長		仮議長
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員（14 名中 14 名出席、0 名欠席）					
1	杉 田 京 子	出 席	8	齋 藤 哲 男	出 席
2	飯 塚 久 雄	出 席	9	能 見 義 夫	出 席
3	赤 沼 裕	出 席	1 0	田 幡 只 夫	出 席
4	北 堀 高 茂	出 席	1 1	石 川 光 男	出 席
5	大 嶋 剛	出 席	1 2	井 上 茂 昭	出 席
6	吉 田 利 好	出 席	1 3	吉 田 昇	出 席
7	齋藤美津子	出 席	1 4	贅 田 基 司	出 席
農地利用最適化推進委員（9 名中 9 名出席、0 名欠席）					
下福田	小 林 隆	出 席	伊 古	瀬 上 勉	出 席
上福田	小 久 保 透	出 席	中尾・水房	山 下 武	出 席
山 田	服 部 雅 俊	出 席	羽尾 1	田 島 康 男	出 席
土 塩	杉 田 照 秋	出 席	羽尾 2	矢 島 一 男	出 席
和泉・菅田	鈴 木 康 夫	出 席			
参 与 者		書 記		事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員		11 番	石 川 光 男	12 番	井 上 茂 昭

第 8 回 総 会 審 議 議 案		
日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 28 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 29 号	農地改良届出について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和 7 年第 8 回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席者はありません。最初に北堀会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長 令和 7 年第 8 回の農業委員会総会にお集まりいただきありがとうございます。また先日の 8 月 21 日には、埼玉県の農地利用最適化活動活性化研修会に大勢参加いただきありがとうございました。まだ暑い日が続く農作物にも影響が出ていると思います。農業は自然との闘いですのでやむをえないと思いますが、農作業や農業委員活動では、十分に体調に気を付けて取り組んでいただければと思います。それでは、本日提案された議案の慎重審議を皆様をお願いして、会長の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第 4 条で「会長は会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14 名中 14 名であります。滑川町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数に達しております。令和 7 年滑川町農業委員会第 8 回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第 29 条第 1 項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9 名中 9 名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議

長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号 11 番石川光男委員、議席番号 12 番井上茂昭委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以上で日程第 1 を終わります。

○議案審議

議 長 日程第 2、議案第 28 号「農地法第 3 条について」を議題といたします。なお、番号 1 につきましては、7 月総会で保留となった案件でございます。それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 28 号「農地法第 3 条(委員会)について」、申請件数は 1 件になります。それでは申請番号 1 です。議案書の 1 頁、資料は、議案第 28 号資料 1 になります。それではご説明いたします。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域外の農地、5.75 m²になります。譲渡人は、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人の経営規模については、議案書のとおりです。申請事由ですが、耕作規模拡大の為、売買により所有権を取得したいというものになりますが、この案件は、前回の申請で疑義が生じ、保留となった案件になります。疑義となった事項については、申請者から質問事項の回答をいただいておりますので改めてご審議のほど宜しくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

2 番 4 班班長 2 番飯塚です。8 月 19 日火曜日午前 8 時より、4 班農業委員 4 名、農地利用最適化推進委員 2 名で現地調査を行いました。この案件は再審議になります。時間をかけて行いました。詳細については、担当であります大嶋委員に説明をお願いします。

5 番 5 番 4 班の大嶋剛です。ただいま班長がおっしゃったとおり 8

月 19 日に 7 月に検討した議案を再度検討しました。□□□氏が現に所有している土地で、○○○市農業委員会からの耕作農地等の情報報告書では、遊休農地があるとの回答がありました。また、当農業委員会事務局の質問事項の中にも大字○○○×××番×××他二筆の土地を耕作していないとの回答もありました。このことは、農地法第 3 条第 2 項第 1 号に該当すると思われます。遊休農地について、□□□氏への質問事項の回答に、耕作出来ない理由が「隣接する住宅から朝 8 時に機械作業をするとうるさいと言われ、除草剤を散布すると中の野菜が枯れる、トタンカバーを使用すると人の土地に入るなどと言われる」とあるがいたしかたない事と思われます。農地法の許可基準では、自らが所有している農地について耕作放棄や周辺の農地に比べ利用頻度が著しく劣る利用している場合は、当然本号に該当することとなります。ただ、非耕作地については、保全管理がされており、申請地は周辺に影響が出ないような対策が必要として、□□□氏の回答に申請地の土地にネットをし、作付けをするという事なので不許可とするには法律的に全ての農地を効率的に利用しているかどうかの判断がとても難しいため、申請地を適切に作付けが行われているか、定期的に班で確認を行っていきますので許可ということで審議のほどよろしく願いいたします。

推進委員 ○○○地区推進委員の□□□です。第 7 回総会で保留になった議案が再申請されましたので変更内容をもとに現地調査を行い、検討を行った結果、作付け野菜をナス、キュウリ、トマトからほうれん草小松菜などの葉物野菜に変更とする。また、作付け野菜が道路や隣地はみ出ないようにネットを張る対策を講じることで周辺の影響はほぼないと考えられます。本件に関する意見は以上です。

議 長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

事務局 非耕作地の判断基準として、「農地法関係事務に関わる処理基準について」があり、その中に「耕作が困難なものが含まれている場合については、常に耕作し得る状態に保つ行為が行われていれば、当該農地等については、効率的に利用して耕作または、事業を行っている」と認められる」といった基準がありますので申し添えます。事務局からの説明は以上となります。

12 番 12 番井上です。毎回ほうれん草作るというのは連作障害がでるので難しいのではないのでしょうか。

6 番 6 番吉田です。〇〇〇〇〇〇なので、ある程度建売もできる土地でもあるし、30 cmというのが優良農地であるかどうかというのがある。農業委員会的には優良農地を残すというのが主になって来るのでそのところは農地であるけれど、ほうれん草植えて、出来る、出来ないではなくて、そこを綺麗にしてもらえば多分いいのではないかと思う。30 cmは判断が難しいところだと思う。

10 番 10 番田幡です。先ほどの意見もありましたけれど、□□□氏本人については、〇〇〇市の情報から耕作放棄地がある。今まで作っている物についても耕作が不可能で、管理していればよいという技術基準では無く、急傾斜地や形が悪いとかそういうところのことを言っているのであって整形地のことを言っているのではない。ただ、〇〇〇の土地については吉田委員がおしゃっている通り、優良農地ではないので農地の他に利用する方が有効なのではと思うのですが、法律では自分で所有している土地の耕作の状況で判断するとなってますのでそういうことを判断するとあまりふさわしくないと思う。しかし当該地を見れば今言った意見のように優良農地で置くということは、今回はやむを得ないかと。そう言ったところも加味して4班では判断の難しいところではありますが、そういった判断とさせていただきましたのでよろしくお願いします。

6 番 6 番吉田です。以前は、〇〇〇に土地があれば、県許可なのでその農地を見にいった管理されていないところは草刈りをして下さいとか是正してもらってから許可していた。ですから今回も

管理されていないところは草刈りをしてもらって町で判断するか、そういう条件を付けるかどうかです。実際に遊休農地があると不許可になる可能性があるのです。その点が気になるところです。

事務局 先ほど吉田委員よりご指摘がありました、〇〇〇市の遊休農地ですが事務局で見に行き、その時は草が生えていました。通常であれば草刈りをしておくものなので、事務局より 22 日金曜日までに除草してくださいとお願いしました。本来なら草刈をしておくところではありあますが、□□□氏によると除草剤をまいたという事なので、事務局で確認に行き枯れている部分を確認いたしました。

また、3 条の条件付き許可についてですが、埼玉県農業会議に確認したところ条件付き許可というのは出来ないということでした。今回の申請については許可か不許可かという判断になります。

議長 他に意見はございますか。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 28 号番号 1 については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 28 号番号 1 については、申請のとおり、許可と決定いたします。以上で議案第 28 号番号 1 は終了します。

議長 日程第 3 議案第 29 号番号 1、「農地改良届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第 29 号「農地改良届出について」を説明いたします。議案書の 2 頁、資料は議案第 29 号資料 1-①から③と記載されているものになります。今月の届出案件は 1 件になります。農地改良届出について簡単に説明させていただきます。農地改良は、農地の保全若しくは利用の増進とした農業経営の改善を目的とした行為で、

一定の期間や規模となる場合には、耕作不能な状態が複数月となるため、農地転用許可を要するものとなります。農地改良の中で、改良面積が 1,000 m²未満であること、工期が 1 ヶ月以内であること、表土に農作物の生育に適した耕作土を確保していること、地区の営農環境に影響を及ぼさないことの全ての条件を兼ね備えている場合、工事着工前に農業委員会に届出書を提出することで改良工事を行うことができます。届出として会長専決として取り扱う農業委員会もありますが、滑川町の場合、総会審議を行い承認後に受理とするやり方をとっています。それでは、説明いたします。所在地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、農振農用地、987 m²になります。申請人ですが〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、農地が現況田の為、畑として利用するために客土Aによる農地改良をしたいというものです。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

9 番 3班班長9番能見です。現地調査の結果につきまして報告します。8月22日金曜日午前8時より、3班農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を実施いたしました。詳細については、担当であります石川委員に説明をお願いします。

11 番 3班11番石川光男です。ただいま班長が申し上げた通り、農地改良等に係る届出書が提出されたため、8月22日金曜日午前8時より、農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名、計4名で農地の現地調査を行いました。申請地の場所は〇〇〇を右に出て、〇〇〇を左折し、〇〇〇線を×××km ぐらい行った左側に当該申請地、〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、987 m²がございます。調査日には当該申請地の草も綺麗に刈り取られておりました。当該申請地は、□□□氏が農地を取得し、イチジクを作付けしたいという理由から取得した農地であります。現地での農業委員、推進委員の意見としては、農地改良しない現状のままでは、イチジ

クを作付けするという、農地の有効利用もできないと思われます。農地改良の手法は、隣地との境界から 30cm ほど離れたところから、傾斜度に 2 対 1、高さ 30cm に客土するというものです。搬入する土は〇〇〇市内の□□□株式会社が、集合住宅を建設する際に発生する残土を搬入するというものです。建設現場の写真搬入土の計量証明書（カドミウム他、18 項目全て不検出）と農地の転用に係る同意書□□□氏。見積書株式会社□□□、代表取締役、□□□。資金調達書が添付されております。そして、農地改良に関する見積書が添付されておりますので、朗読いたします。当該の田は、何年前かわかりませんが、残土並びにチップが置かれていた、私の知る限り不法なものと思います。チップを撤去しました。その上で、順次土を除去した。田として使用するには不適と思い、畑として利用するために、今回、畑の形状にする改良を申請する次第です。〇〇〇市〇〇〇×××番地×××□□□。なお、土を搬入する際には、〇〇〇線、現町道でございますが、町道を利用するものと思われることから、町建設課との事前協議が必要かと思います。以上の理由から、本届出はやむ得ないものと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。8 月 21 日の 8 時より、農業委員、推進委員各 2 名、計 4 名で現地を調査しました。除草作業も適切に行われておりまして、特に問題ありません。以上です。

議 長 他に何かございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

6 番 6 番吉田です。確認ですが土砂条例についてはどうなっていますか。

事務局 町土砂条例については、7 月 1 日より県の土砂条例に帰属となったため町の土砂条例は無くなりました。なお、農地改良といったものに対しては土砂条例の審査は必要無くなりました。

議 長 他に何かございますか
(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 29 号番号 1 については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 29 号番号 1 については、申請のとおり、承認と決定いたします。以上で議案第 29 号番号 1 は終了します。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 7 年第 8 回総会は、閉会することに決定いたしました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。最後に、総会を終了させていただきますが、杉田職務代理より、閉会のご挨拶をお願いします。

職務代理 まだまだ暑い日が続きます。これにて令和 7 年第 8 回総会は、閉会いたします。どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和7年9月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 石 川 光 男

署名委員 井 上 茂 昭